

6/16

後河内地区避難訓練



玖珠消防署による防災講和に耳を傾ける参加者

梅雨の時期を前に、後河内地区の避難訓練が行われました。

訓練は大雨警報が発令され、土砂災害の危険度が増しているとの設定で実施されました。町・消防団・区長が連携し、情報収集や連絡体制、避難所開設の手順などの確認が行われました。また実際に集会所へ住民の避難が行われ、避難経路や住民同士の声かけ相手の確認が行われるなど、非常時に備え防災意識を高めていました。

6/19

父の日に花束を



(左から) 花卉部会加藤展秋副部長、飯田花卉部会高石勝明部長、日野町長、渡邊信幸会計

父の日に花を贈る習慣のPRとして6月19日に飯田花卉部会から色とりどりのカスミソウとバラの花束が贈られました。

花束は20年以上にわたって毎年6月に飯田花卉部会より贈られており、日野町長は「花を見ると心が和む。心が洗われたような気持ちになります。」と感謝の言葉を述べていました。

いただいた花束は役場玄関ロビーなどの庁舎内に飾られています。

マイナンバーカード 時間外窓口のお知らせ

●お問い合わせ
住民課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までに、住民課(☎76-3802)まで電話でご予約ください。

★開設予定日

平日	7月25日(木)	午後5時～ 午後7時
	8月6日(火)	
	8月22日(木)	
	9月10日(火)	
	9月26日(木)	
休日	7月28日(日)	午前9時～ 正午
	8月10日(土)	
	8月25日(日)	
	9月14日(土)	
	9月29日(日)	



令和6年度「二十歳のつどい」

●お問い合わせ
総務課 ☎0973-76-3800



二十歳を迎える皆様の門出を祝う「二十歳のつどい」を開催いたします。

なお、開催の予定等変更する場合は、最新の情報を随時、九重町ホームページに掲載していますのでご確認ください。

- とき 8月15日(木)
午前10時開会
- ところ 九重文化センター



▲HP

令和6年度 定額減税に伴う調整給付について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税(町県民税)において定額減税が実施されますが、定額減税可能な金額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる方について、調整給付を支給することが決定しています。

なお、迅速な給付を行う観点から、減税額確定(令和6年分所得税)を待たずに令和6年に入手可能な課税情報をもとに前倒しで給付を行います(推計額)。そのため、令和6年分所得税および定額減税の実績額等確定後、給付額に不足のあること等が判明した場合には、追加で不足分の給付(不足額給付)を行うことが検討されています。

【対象となる方】

九重町から令和6年度個人住民税(町県民税)が課税されている方のうち、納税者および配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方が対象です。

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円)を超える方は対象外です。

【定額減税可能額】

$$\begin{aligned}\text{所 得 税 分} &= 3\text{万円} \times \text{減税対象人数} \\ \text{個人住民税所得割分} &= 1\text{万円} \times \text{減税対象人数}\end{aligned}$$

【減税対象人数】

$$\text{納税者本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の人数}$$

※控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除きます。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、令和6年度個人住民税所得割の定額減税の算定に用いられないこと等を踏まえ、調整給付の算定時には考慮しません。

【調整給付額】

「所得税分控除不足額」と「個人住民税分控除不足額」の合計額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給します。

【受給の手続き】

秋ごろを目処に、対象となる方へ確認書類をお送りする予定です。

発送の準備が整い次第、随時お知らせしますので、しばらくお待ちください。

※個人住民税の定額減税の対象となる方は、特別徴収税額の決定・変更通知書(令和6年5月13日発送)又は納税通知書(令和6年6月10日発送)の税額計算内訳書の最下段に定額減税の金額を記載していますので、ご確認ください。控除不足額がある方には、未控除分が記載されています。

この情報は、現在公表されている内容です。国から新たな情報が発表された際は、変更する可能性があります。

後期高齢者医療保険料について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

後期高齢者医療制度の財政運用機関については2年間とされ、保険料率は2年ごとに見直しを行っています。

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料については、出生一時金に係る後期高齢者医療制度からの出生育児支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直しのための財源の確保として保険料の見直しが行われ、前年の保険料額から以下の通り引き上げとなりました。

	令和4・5年度	令和6・7年度
所得割額	53,600円	59,200円
所得割率	10.32%	11.55% (注1)
限度額	66万円	80万円 (注2)

(注1) 激変緩和措置下として、令和6年度に限り、総所得金額から基礎控除（43万円）を差し引いた金額が58万円以下の場合の所得割率：**10.62%**（例：年金収入のみで、収入金額が211万円以下）

(注2) 激変緩和措置として、令和6年度に限り、令和5年度末時点で75歳以上の方および障害認定により資格を取得されている方の年間上限額：**73万円**

保険料が軽減される場合

所得が低い方については、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって下記のとおり軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者の軽減判定所得の合計)	均等割の 軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除（43万円） +10万円×{年金・給与所得者数-1} を超えない世帯	7割	17,760円
基礎控除（43万円） +10万円×{年金・給与所得者数-1} を超えない世帯	5割	29,600円
基礎控除（43万円）+54.5万円×世帯の被保険者数+ 10万円×{年金・給与所得者数-1} を超えない世帯	2割	47,360円

保険料の計算

保険料額は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。令和6年度の保険料額は7月にお送りする保険料額決定通知でご確認ください。

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

●お問い合わせ (国民健康保険・後期高齢者医療) 住民課 ☎0973-76-3802
(後期高齢者医療) 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

1 新しい被保険者証を送付します

現在お持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。新しい被保険者証は7月中旬にお送りしますので、8月以降は新しい被保険者証をご使用ください。書留郵便での送付となりますので、ポスト投函ではなく対面での受け渡しとなります。郵便を受け取ることができなかった場合は8月1日以降に本人確認書類(運転免許証等)を持って役場1階住民課までお越しください。

国民健康保険証

被保険者証の色：浅葱色

有効期限：令和7年7月31日

後期高齢者医療保険証

被保険者証の色：緑色

有効期限：令和7年7月31日

2 限度額適用認定証等の申請を受け付けます

外来や入院時に自己負担限度額を超える場合、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります。(「限度額適用・標準負担額減額認定証」については入院時の食事代も減額されます。)

年齢	限度額証を作ることができる方	作る必要がない方
0歳～70歳未満の方	全員	
70歳以上の方 後期高齢者医療保険加入者	非課税世帯の方 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ区分の方	現役並み所得者Ⅲ区分の方 一般区分の方

- 8月1日から有効の「限度額適用認定証」等の申請は、8月1日以降にお願いします。
- 70歳以上の方は、限度額認定証が必要ない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- 後期高齢者医療被保険者の方で、現在「限度額適用認定証」か「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、令和6年度も該当する方へは、7月中旬に新しい証を送付しますので、手続きは必要ありません。

3 保険料の減免について

災害や失業など特別な事情で保険料の納付が著しく困難となった場合は、申請により保険料が減免される場合がありますのでお問い合わせください。



後期高齢者医療広域連合より歯科口腔健診のお知らせ

●お問い合わせ (国民健康保険・後期高齢者医療)

住民課 ☎0973-76-3802

(後期高齢者医療) 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

大分県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するため歯科口腔健診を実施します。口腔内の健康は、いきいきとした生活を送るためにも重要ですので、歯科口腔健診を受けましょう。

対 象 者	大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える方 ※対象者には6月末に歯科口腔健診受診券・問診表・実施機関一覧を送付しております。
検 査 項 目	問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ状態、口腔内の状況、歯周組織の状況、飲み込み機能の状況
実 施 期 間	令和6年7月1日から令和6年12月28日まで
費 用	歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料です。 ※健診にて治療が必要と診断された場合の治療費については自己負担となります。
実 施 機 関	大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関 <u>(要予約)</u>
持 参 する 物	①被保険者証(カード) ②歯科口腔健診受診券・問診票(A4用紙両面印刷) ※被保険者証や歯科口腔健診受診券・問診票が無い場合受診できないことがあります。 お手元に無い場合は広域連合までお問い合わせください。

防災・見守りマップづくりについて

●お問い合わせ

健康福祉課

☎0973-76-3821

近年頻発する自然災害等の「非常時の備え」と「日頃からの支え合い」について、地域みなさんと一緒に考えてみませんか?この取り組みは、地域の方々が集い、大きな地図に災害危険箇所や日頃の見守り状況等あらゆる情報を記入することで、自分が住んでいる地域について、改めて情報共有することができます。このマップづくりを行うことで、災害時の危険箇所確認や避難のタイミングについて、理解を深め、防災意識を高めることができるとともに、これからもお互いが支え合う地域づくりにつながります。



申込みについては、地域の区長をとおして、九重町役場健康福祉課または九重町社会福祉協議会(☎0973-76-2500)までお問い合わせください。

国民健康保険税率の改正について

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

九重町の国民健康保険は医療費の高度化、被保険者の高齢化等により厳しい財政運営となっています。国民健康保険財政の安定的な運営を図る為、令和6年度の税率を以下のように改正します。

加入者の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、今後とも安心して医療を受けられるよう、国保財政の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

●改正後の税率

区 分		改正前	改正後
医療給付費分	所得割	9.5%	9.8%
	被保険者均等割	28,800円	29,500円
	世帯別平等割	18,800円	26,000円
後期高齢者支援金分	所得割	3.3%	3.5%
	被保険者均等割	9,700円	10,000円
	世帯別平等割	6,400円	7,600円
介護納付金分	所得割	3.0%	3.1%
	被保険者均等割	10,400円	10,500円
	世帯別平等割	5,200円	6,400円

国民健康保険税課税限度額の引き上げについて(令和6年度より)

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

地方税法施行令の改正により、後期高齢者支援金分の課税限度額が22万円から24万円に引き上げられます。

なお、医療給付費分の課税限度額は65万円、介護納付金分の課税限度額は17万円のまま据え置かれますが、40歳から64歳の方で最大106万円の課税額となります。

区分	令和5年度課税限度額	令和6年度課税限度額
医療給付費分	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	220,000円	240,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円
計	1,040,000円	1,060,000円

国民健康保険税の軽減制度所得基準額の変更について(令和6年度より)

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

地方税法施行令の改正により、世帯の所得に応じた軽減措置について、5割軽減の基準額が1人当たり29万円から29.5万円、2割軽減の基準額が1人当たり53.5万円から54.5万円となり軽減制度に該当する世帯の範囲が拡大されます。詳細は上記お問い合わせ先税務課までご連絡ください。

※軽減を受けるための手続きは不要ですが、住民税の未申告者は軽減判定ができませんので毎年申告が必要です。

制度は令和6年4月より施行されますが、改正後の税額は7月の本算定により計算されます。

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(3万円及び7万円の給付)の対象とならなかった世帯であり下記の要件に合う世帯へ給付金を支給します。

- ①令和5年度住民税所得割課税世帯であり令和6年度住民税均等割非課税世帯への給付
- ②令和5年度住民税所得割課税世帯であり令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付

※いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く。

- 支給金額 1世帯10万円
- 基準日 令和6年6月3日(九重町に住民票のある方)
- 支給方法 対象となる世帯には7月中旬に書留郵便にて確認書を送付します。確認書をご提出頂いた後に、記載されている口座への振込により支給します。

※支給確認書に口座記載のない方、口座の変更等があった方は通帳と本人確認書類の写しを添付して返送してください。

- 提出期限 令和6年10月31日(木) 17:00迄

③令和6年度子育て世帯への加算給付

上記支給対象世帯には、児童1人あたり5万円を支給金額に加算し、同口座に振込を致します。

※対象世帯で、基準日以降に出生した新生児及び別世帯で扶養している児童については申請により給付を受けることが出来ます。(別世帯で対象となっている児童を除く)

★申告をされていない世帯は、令和6年度分の申告をお願いします。申告後給付要件に該当すれば給付対象となります。

★DV等で避難されている方で、①・②に該当する方はご相談ください。

★九重町から入金をお願いするようなことは一切ありません。詐欺等にはくれぐれもご注意ください。

「本人通知制度」を利用しませんか？

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

「本人通知制度」は、住民票の写しや戸籍謄抄本などを、本人の代理人や第三者に交付した時に、本人に対して交付の事実を通知する制度です。この制度は、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。通知を希望される人は、事前の登録申し込みが必要です。

【登録できる人】九重町に住民登録または本籍がある人(除籍された人など、九重町の戸籍に記載されている人を含みます) ※同一世帯、同一戸籍であっても個人単位の申し込みとなります。

【通知の対象となる証明書】・住民票の写し(除票・改製原住民票を含む) ・住民票記載事項証明書(除票を含む)
・戸籍(除籍・改製原戸籍を含む) ・戸籍の附票(除附票・改製原附票を含む)

【通知する内容】・証明書を交付した年月日 ・証明書の種別・枚数 ・交付請求者(代理人・代理人以外)の区別
※交付請求した代理人および代理人以外の氏名・住所は通知できません。

【受付場所】・九重町役場住民課 ・九重町隣保館 ・九重文化センター ・各地区公民館

●登録に必要なもの

・九重町本人通知制度事前登録申込書

各受付場所で配付しているほか、九重町役場ホームページからもダウンロードできます。

・本人確認書類

窓口に来る人のマイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カードなど。

未成年者は、親権者が申し込むことができますが、関係の分かる戸籍が必要です。(本籍が九重町の場合、省略可)



令和6年8月1日から介護保険施設における食費・居住費の負担限度額が変わります

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

◆介護保険施設入所者やショートステイ利用者の居住費の助成制度について

- ・令和6年8月から居住費等の基準費用額が以下に変わります。
- ・介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額です。

居住費等			
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
2,066 円	1,728 円	1,728 円 (1,231 円)	437 円 (915 円)

- ・令和6年8月から居住費等の負担限度額が以下に変わります。
- ・介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額です。

利用者負担段階	居住費等			
	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階（老齢福祉年金受給者、生活保護受給者）	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円 (変更なし)
第2段階（年金収入等80万円以下）	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円
第3段階①（年金収入等80万円超120万円以下）	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円
第3段階②（年金収入等120万円超）	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円

有効期間は申請月の1日から7月末までとなっています。継続してサービスを利用する方の更新手続きにつきましては7月1日より受け付けます。

◆高額介護（予防）サービス費について

介護サービスの1ヶ月ごとの利用者負担の合計が一定の上限を超えるとときは、申請により「高額介護（予防）サービス費」としてその超えた額が支給されます。

※福祉用具購入費、住宅改修費、入所施設での食費・居住費・日常生活費等の利用料は対象外です。

「里親」について知ろう！里親説明会のご案内

●お問い合わせ 子育て支援課 こども家庭センター ☎0973-76-3876

大分県内には、様々な事情によって家庭で暮らすことのできない子どもたちが約500人います。県ではこのような子どもたちが、元の家庭に帰れるようになるまでの間、家庭で育ててくださる里親の登録推進に取り組んでいます。

赤ちゃんや地域の子どもたちを短期または長期間預かってくださる方など、幅広く養育里親を募集しています。関心のある方はぜひお越しください。

開催日：2024年9月13日（金）14:30～16:00

場 所：九重町役場 3階 302会議室

参加には事前のお申し込みが必要です【9月12日（木）12時締切】

お問合せ先：NPO法人 chields(チーズ)

電話：097-585-5400 FAX：097-585-5404（2次元コードからLINEでの申し込みも可能です）



「熱中症特別警戒アラート」の運用開始について

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

これまで、熱中症の危険性に対する気づきを促すために「熱中症警戒アラート」が発表されていましたが、令和6年から、より深刻な健康被害が生じるおそれがある場合に「熱中症特別警戒アラート」(熱中症特別警戒情報)が発表されます。

運用期間

令和6年4月24日～令和6年10月23日

発表基準

大分県内の暑さ指数情報提供地点のすべての最高暑さ指数(WBGT)が35に達する予測の場合に、前日の午後2時頃発表されます。

※暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射^{ふくしゃ}など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標です。

町からのお知らせ方法

防災行政無線及びホームページ、公式SNS、ケーブルテレビの字幕放送により「熱中症特別警戒アラート」の発表をお知らせします。(防災行政無線によるお知らせは、前日夕方と当日の早朝の予定です。)

「熱中症特別警戒アラート」が発表された時の対応

1. 不要不急の外出を控え、冷房が効いた室内で水分をこまめに取りましょう
2. 自分の身を守るだけでなく、家族や周囲の方への声掛けをしましょう
3. 普段以上に熱中症予防行動を実践しましょう
4. やむを得ず外出する際や、外出時に危険な暑さに見舞われた場合には、涼しい環境への避難、風通しのいい日陰やクーラーが効いている室内などに避難しましょう。

暑熱避難施設(クーリングシェルター)について

九重町では、町役場、文化センター、各地区公民館、隣保館、保健福祉センターの開館時間を暑熱避難施設として開放します。

※自宅にエアコンがある場合等、涼しい環境が確保できる際には、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)への避難は必要ありません。(避難される場合は、施設のルールを守ってご利用ください。)

「熱中症特別警戒アラート」等のメール配信サービスについて

環境省が発表する「熱中症特別警戒アラート」と「熱中症警戒アラート」の情報をメール配信するサービス(無料)をご利用になれます。ご希望の方は、下記二次元コードよりご利用ください。(但し、情報取得にかかる通信料等は利用者の負担となります。)

PC・スマートフォンから



フィーチャーフォン(ガラケー)から



成人男性を対象とした風しん抗体検査・予防接種について

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

☆令和7年2月末までで終了します!対象の方は機会を逃さないようにお忘れなく!!

風しんは成人がかかると症状が重くなることがあり、また、妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあります。昭和37年度～昭和53年度生まれの男性は、過去に公的に予防接種が行われていないため、自分が風しんにかかり、周囲の人に広げてしまうおそれがあります。

対象の方(1人1回まで)には受診券や問診票が郵送されています。お手元がない方は、再発行ができますので、お問い合わせください。なお、受診・接種に行かれる際は、事前に電話等で医療機関にご確認ください。

【対象者】1962年(昭和37年)4月2日～1979年(昭和54年)4月1日に生まれた男性

【検査方法】クーポン券を利用し、初めに採血をして抗体検査を受けます。

抗体検査の結果、十分な量の風しん抗体がないことが判明した場合、風しんの予防接種の対象となります。

【抗体検査・予防接種料金】無料



第3次健康ここのえ21計画より「野菜摂取について」

8月31日は野菜の日～まず野菜、もっと野菜～

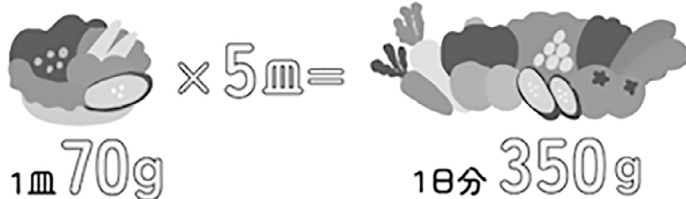
●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

健康寿命を延ばす3つの鍵のひとつに、「野菜摂取1日350g」があります。令和5年に実施した九重町健康づくりアンケートでは、1日に食べている野菜料理の皿数は「1～2皿」が最も多く、続いて「3～4皿」となっており、野菜摂取量が不足しています。県では「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトを立ち上げ、最初に野菜を食べること(まず野菜)、今より70g多く野菜を食べること(もっと野菜)の推進に取り組んでいます。



野菜350gを目標に!

☑野菜料理(1皿70g)を5皿食べましょう!



サラダ



和え物



具だくさんみそ汁



おひたし



酢の物



煮物



Instagram



cookpad

第29回九重町長杯九州選抜高校駅伝大会 協賛募集 タスキをつなぐ高校生を応援しませんか？

お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3823

8月25日(日) 千町無田周辺を舞台にタスキをつなぐ、九重町長杯九州選抜高校駅伝大会と一緒に盛り上げて頂ける、団体・企業等を募集します。

協賛内容は、大会プログラムへの広告掲載(5,000円～)です。

募集締め切りは、8月2日(金)までです。

詳細は以下、町ホームページよりご確認ください。

<https://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2024062800017/>

問い合わせ

九重町教育委員会社会教育課内『九州選抜高校駅伝大会実行委員会事務局』

TEL 0973-76-3823 FAX 0973-76-3826 E-mail syougaku@town.kokonoe.lg.jp



防衛施設との共存・生活環境改善の取組

●お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

◆特定防衛施設周辺整備調整交付金

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設(日出生台演習場)の設置または運用により生じている影響の軽減等を図るため、国(防衛省)から交付される交付金です。

◎ハード事業

(単位:円)

事業	事業費	うち交付金	事業内容等
消防ポンプ自動車整備事業	28,413,000	21,071,000	車両購入(3t級消防専用車 4WD・AT車)
小学校体育館LED化事業	1,980,000	1,000,000	実施設計(野矢小学校 外2校)
中学校体育館LED化事業	1,375,000	1,000,000	実施設計(緑陽中学校)
後野上集会所新築事業	27,973,000	21,500,000	工事(木造平屋建て 103㎡)
生竜集会所新築事業	26,290,000	21,500,000	工事(木造平屋建て 93㎡)
栗野本村集会所新築事業	2,420,000	2,109,000	実施設計(木造平屋建て 130㎡)

◎ソフト事業

(単位:円)

事業内容	事業費	前年度末残高	運用益	基金処分別	本年度末残高
園児送迎バス	9,920,100	3,890,659	273	3,890,932	0
集団検診事業	21,475,009	17,586,447	14,107	17,600,554	0
子ども医療費助成事業	22,452,408	10,828,013	8,686	10,836,699	0

※ソフト事業(基金事業)は、令和2年度から実施しており、令和5年度で基金が終了しました。

◆再編関連訓練移転等交付金

再編交付金は、在日米軍の再編に伴い影響を受ける市町村に、公共の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるため、国(防衛省)から交付される交付金です。

◎ハード事業

(単位:円)

事業	事業費	うち交付金	事業内容等
小平谷線道路改良事業	5,962,000	4,717,000	用地測量(L=230m、W=5.0m)
コミュニティバス購入事業	21,644,620	18,000,000	車両購入(29人乗り・4WD・2台)

令和6年度 狩猟免許更新のお知らせ(網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟)

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

1 試験実施場所

令和6年9月3日(火) くすまちメルサンホール(玖珠町)
令和6年9月5日(木) 日田市民文化会館パトリア日田(日田市)

2 受付期間

●従来通り紙による申請の場合

令和6年7月30日(火)～8月8日(木)(土・日・祝日除く)
申請者の住所地を管轄する振興局(西部振興局)

●電子申請の場合

令和6年7月23日(火)～7月29日(月)(土・日・祝日可能)
申請は、電子申請用ホームページ内の申請用URLから行って下さい。
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/r6dennshi-koushin.html>)



3 対象者

令和3年度に狩猟免許を取得した者または更新した者(紙・電子共通)

4 狩猟免許更新に必要な書類

写真1枚(最近6カ月以内に撮影したもの)(無背景の縦:3cm 横:2.4cm)(無帽、正面、上三分身)(裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

医師の診断書(3カ月以内に作成されたもの。大分県ホームページからダウンロード又は、九重町役場農林課備えつけの様式取得後医療機関へ持参。なお、銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写しをもって、医師の診断書に代えることができる)

返信用封筒(長形3号)1通(郵便切手を添付し、宛名を記入、また2種類以上受験する場合は1通で可)

有害鳥獣捕獲従事を証する書類

申請書を提出する日前1年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、下記の①～③のいずれかの書面。

- ①従事者証の表面及び裏面の写し
- ②許可証の表面及び裏面の写し
- ③市町村発行の有害鳥獣捕獲許可に係る証明書

5 手数料について

各免許毎に手数料2,900円。但し、申請書を提出する日前1年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、県の政策により令和6年度は徴収しない。

6 試験当日の携帯品

受験票(振興局から事前送付)、筆記具、眼鏡等、更新をする狩猟免許状

7 申請書提出先

大分県西部振興局森林管理班(日田市城町1-1-10)
TEL: 0973-22-2585
※詳細は大分県ホームページをご覧ください。



令和6年度 九重町牛乳消費拡大キャンペーンについて

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

牛乳の消費量は年々減少傾向にあります。酪農業は飼料や資材費の高騰など経営環境の悪化により厳しい状況が続いていますので、牛乳の消費を拡大することが酪農業への支援へとつながります。

また、牛乳にはカルシウムが豊富に含まれており、ミネラルバランスも良く、良質なたんぱく質も摂ることができます。毎日飲むことによって、骨を健康に保ち、生活習慣病のリスクを下げけるとともに、睡眠の改善にも効果があるとされています。不足しがちといわれているカルシウムを補うためにも、1日コップ1杯の牛乳を飲む習慣をつけましょう！

キャンペーン概要

- 応募期間中に下記対象商品の1,000ml牛乳パックの一括表示欄を切り取り、希望商品に応じた枚数を申込書に貼り付け、農林課に持ち込み又は郵送してください。申込書にはアンケートがありますのでご協力をお願いします。申し込みの口数に制限はありませんので、多くのご応募をお待ちしています。
 - 対象となる商品は「九州乳業株式会社」で製造された1,000ml牛乳パックの製品で、一括表示欄の種類別名称が「牛乳」「成分調整牛乳」「乳飲料」のいずれかとなっているものが対象です。
 - 申込書の様式は農林課に用意しています。また、九重町のホームページにも掲載しておりますのでダウンロードしてお使いください。
 - 抽選は10月中旬を予定しています。当選の発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。
- ※詳しい内容はホームページに掲載していますのでご確認ください。農林課までお問い合わせください。

応募受付期間

7月1日(月)～
9月30日(月)

賞品

A賞 おおいた和牛肉詰め合わせ5,000円分 30名様(1口5枚)

B賞 LLみどり牛乳1,000mlパック1箱(1箱6本入り) 30名様(1口3枚)

C賞 LLみどり牛乳200mlパック1箱(1箱24本入り) 30名様(1口3枚)

諸注意

- 九重町に住民票がある方が応募できます。申込書には現在居住している町内の住所の記入をお願いします。
- 申し込みに利用する牛乳パックは、応募期間内に購入したものをお使いいただくようお願いします。
- 応募が複数同時にある場合は、まとめて農林課に持ち込むか、大きい封筒にまとめて入れ郵送してください。
- 一括表示欄を切り取った後の牛乳パックのリサイクルにご協力ください。
- 複数当選した場合は、各賞1名様1点とし、複数賞で重複した場合は、上位賞のみの当選となります。

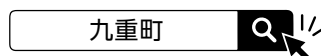
※詳細については、九重町ホームページをご覧ください。



▲申込書 DL



▲九重町 HP



ブロック塀の安全点検をお願いします

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

埼玉県越谷市で6月12日家と道路の間のフェンスが倒れ、近くにいた小学生が頭の骨を折る重傷を負う事故が発生しました。また、今年1月1日に発生した能登半島地震や平成30年大阪北部地震においても多くのブロック塀の倒壊等により被害が報告されています。

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や不明点があれば、専門家に相談しましょう。

1. 塀は高すぎないか

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

2. 塀の厚さは十分か

- ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合
は15cm以上)

3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)

- ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

4. 基礎があるか

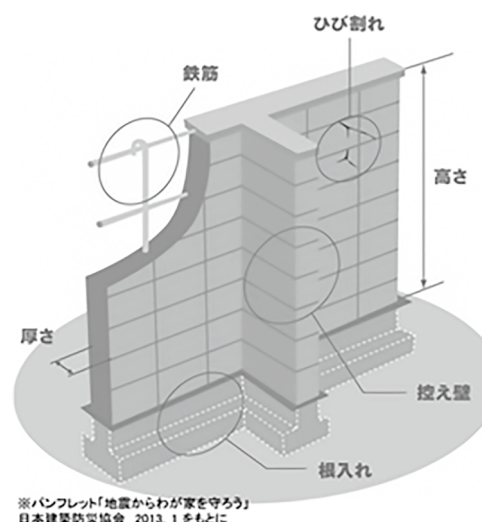
- ・コンクリートの基礎があるか。

5. 塀は健全か

- ・塀に傾き、ひび割れはないか。

6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)



危険ブロック塀等の撤去を検討されており一定の要件を満たせば、除却に補助金が使え場合があります。

地震に備えて住宅の耐震化をしませんか？

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

大分県と九重町では、木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助しています。

築37年を超える(昭和56年5月以前に建てられた)木造住宅は、旧耐震基準によって建てられており現在の基準では耐震性能が不足している恐れがあります。

地震から身を守るために、住宅の安全性について確認してみたいでしょうか？

ステップ1 耐震診断

- ご自宅が地震に対してどの程度の耐震性能があるかを図面や現地調査をもとに診断します。
- 建物の規模、形状により診断費用は7.5万円～11万円を補助し、原則、申請者の負担は5,500円のみです。



ステップ2 耐震改修

- 耐震診断の結果、必要な耐震性能を満たさない場合に、安全性を高める工事に対する費用を補助します。
- 「全体耐震改修」、「段階的耐震改修」、「耐震シェルター改修」と条件に併せて選べる3つのメニューがあります。
- 全体耐震改修は最大で100万円(一定の条件を満たせば120万円)を補助します。

「くじゅうフェス2024」の開催について

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

くじゅうの自然にふれあいながら楽しんでいただくイベントです。子どもはもちろん大人も楽しめる内容がたくさんです。ぜひご参加ください！

●日 時 令和6年8月4日(日) 10:00～16:00 ※少雨決行

●場 所 長者原園地（長者原ビジターセンター向かいの芝生広場）

●入場料 無料 ※一部体験や販売ブースは有料

●内 容
(予定)

マーケットブース

飲食・雑貨等の販売、「このえ～もの市」

展示・体験のブース

鳥の巣箱づくり、自然に関する展示や体験、
ボルダリング・スラックライン体験 等

ツール・ド・九州 2024 大分ステージPRイベント

バーチャルサイクリング（世界中のツール・ド・コースの模擬体験）等

くじゅう山歩きプログラム【要予約・定員あり】

タデ原湿原でのわくわく体験プログラム【要予約・定員あり】



詳細はコチラ
(九重町HP)

令和6年度くす・このえ合同創業セミナーが行われました

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

5月22日から6月19日までの約1か月間、計4回にわたり、九重町商工会でくす・このえ合同創業セミナーを開催しました。セミナーの最終日には受講者がプレゼンテーションを行い、今後の取組について発表しました。受講者からは創業に関する知識や、事前に準備しなければならないことが分かり参考になった等の意見がありました。

このセミナーは「財務」「経営」「人材育成」「販路開拓」創業に必要な4つの分野について学ぶことができます。九重町商工会等の創業支援機関でも同等の内容を学ぶことができますので、興味のある方はお問い合わせください。



このえケーブルテレビ月額使用料の減免申請を受け付けます

●お問い合わせ 情報デジタル推進課 ☎0973-76-3874

減免対象条件に該当する世帯（法人は対象外）は、このえケーブルテレビの月額使用料1,100円が全額免除もしくは半額免除（550円）されます。

▶対象世帯 令和6年度住民税非課税世帯であること

【住民税非課税世帯とは
その世帯の全員に住民税が課税されていない世帯。
未申告者が世帯にいる場合は対象外です。】

令和6年度住民税非課税世帯で、下記の条件を満たす場合	
●全額免除	●半額免除
①～③のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ①療育手帳（A判定） ②精神障がい者保健福祉手帳（1級） ③身体障がい者手帳（1、2級）	④または⑤を満たす世帯 ④世帯員全員が75歳以上の世帯 ⑤下記のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ・療育手帳（B判定） ・精神障がい者保健福祉手帳（2、3級） ・身体障がい者手帳（3～6級） ・戦傷病者手帳 ・被爆者健康手帳

- ▶減免期間 1年間（令和6年8月分～令和7年7月分）※減免の適用は申請をした月の翌月から
- ▶注意事項 審査の結果、減免にならない場合があります。あらかじめご承知ください。
- ▶申請方法 申請書を情報デジタル推進課まで提出してください。
（申請書は情報デジタル推進課（役場2階）窓口を設置しています）

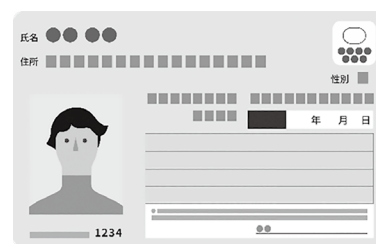
マイナンバーカードを使って「書かない窓口」をはじめます

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802
情報デジタル推進課 ☎0973-76-3874

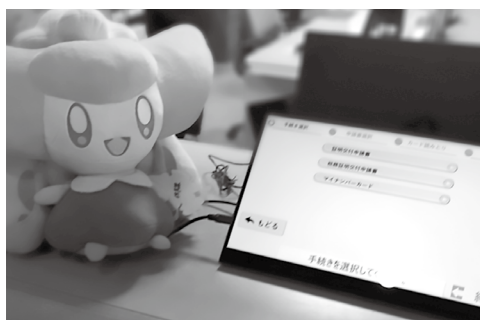
マイナンバーカードを使って一部の手続きで「書かない窓口」をはじめます。



役場1階 住民課窓口に申請書作成機を設置し「書かない窓口」を開始します。
（台数1台：実証的導入）



マイナンバーカードをお持ちいただき、暗証番号を入力することで、今まで申請書にご記入いただいていた氏名・住所・生年月日など記入する項目を少なくすることができます。（氏名・住所・生年月日が記入された申請書を印刷いたしますので、手書きをする項目が少なくなります。）



「対応申請書」

- ・住民票の写し等の交付申請書
- ・印鑑登録証明書交付申請書
- ・戸籍証明書等の請求書
- ・税務証明等交付申請書
- ・署名用電子証明書 / 利用者証明用電子証明書 新規発行 / 更新申請書（マイナンバーカード）

ご利用の際、ご不明な点は、お気軽に住民課窓口にお尋ねください。

九重町町有地(旧中村住宅敷地)売却における一般競争入札のお知らせ

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

九重町では、飯田地区における町有地(旧中村住宅敷地)の売却を予定しています。つきましては、売却のための入札を行いますのでお知らせします。

【入札に付する土地】

所在地：九重町大字田野字梅木津留1624番133

地 目：宅地

地 籍：480.46㎡



【入札日時】

九重町役場2階 201会議室

令和6年8月23日(金) 10時から

【最低売却価格】

884,000円

詳細については
九重町ホームページを
ご覧ください



▲HP

シリーズ
『障がい福祉』
102

『むつみ会家族会』へのおさそい

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

『むつみ会 家族会』とは・・・

精神障がい者当事者を抱える家族が、お互いの悩みや意見を交流しながら、家族同士で支え合い学び合う会です。

大分県精神障害者家族会連合会、全国精神障害者家族会『みんなねっと』とも繋がり、障がいのある方とその家族が安心して暮らせるための活動に参加しています。

「こころの病」は発症から回復、社会復帰に至るまで長い期間を要することが多いと言われています。当事者はもちろん、それを支える家族も困難に直面することもしばしばです。

下記のとおり例会を開催しています。初めての方も参加できますので、どうか一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。同じ思いを抱えた家族だからわかる事があります。ともに考え支え合っていきましょう。



●例 会● 奇数月 第1土曜日 10:00～11:30

※予定が変更になる事があります。必ず事前のご連絡をお願いします。

●連絡先● 玖珠むつみ会家族会 (NPO 法人地域活動支援センター内)

Tel・Fax：0973-72-6306